

# 2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 後期日程入学試験問題 法律科目試験 (行政法)

次の(設例)を読んで、間に答えなさい。(配点:50点)

### (設例)

Xは、A県の職員に採用され、以後、県土木事務所の道路作業技師として勤務してきた。Xは、2018年6月中旬の土曜日、同年5月末まで住んでいたアパートの部屋を訪れ、引っ越し後の部屋の片付けをした後、同日午後9時頃にコンビニ弁当の他、ビール中瓶2本(合計1リットル)を含む飲食をした。その部屋のエアコンは撤去済みであったため、Xは、同日午後11時頃、アパート近くの駐車場にある自家用車に戻り、エンジンをかけ、車のエアコンを作動させて一夜を過ごすこととし、そのまま運転席で就寝した。ところが、日付が変わった午前1時頃、車の盗難防止装置が誤って作動してしまい、クラクションが大音量で鳴り続けた。気が動転したXは、クラクションが鳴っている原因がわからず、停止させることができなかったため、周辺の住宅に迷惑をかけることをおそれ、慌てて徐行により車を動かし、約800メートル走行して、近隣の高速道路下の空き地に駐車し直した。そこに、近隣住民の通報を受けた警察官が駆けつけ、呼気検査を行った結果、Xは、酒気帯び運転による道路交通法違反により検挙された。

A県では、2006年以来、公務員の飲酒運転に対する世論の非難を背景に、「職員の飲酒運転の撲滅について」と題する県知事名の通知を全職員に対して毎年度繰返し周知しており、この通知においては、「飲酒運転(酒気帯び運転を含む)による検挙を受けた職員は、特別な事情がない限り懲戒免職処分とする。」とされている。実際、Xは、2018年9月に至り、知事による懲戒免職処分(以下「本件処分」という。)を受けた。これに対し、Xは、A県を被告として、本件処分の取消しを求める訴えを提起した。

### [問]

あなたがXの訴訟代理人の立場にあると仮定して、下の(資料)の条文も参照した上、本件処分が違法である旨の主張をまとめなさい。なお、本件処分について、処分手続に関する違法はないものとし、また、Xは、採用以来20年にわたり、本件処分を受けるまでは懲戒処分歴がなく、加えて、上記の酒気帯び運転の後、警察官の取り調べには素直に応じており、事件の顛末については速やかに上司に報告していたものとする。

### (資料)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抜粋)

#### (分限及び懲戒の基準)

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 (略)

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科  
後期日程入学試験問題 法律科目試験  
(行政法)

---

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律（中略）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 （略）

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。